

重要事項説明書

(訪問看護事業及び介護予防訪問看護事業)

指定訪問看護事業所・介護予防訪問看護事業所

社会医療法人 孝仁会

訪問看護ステーション はまなす

当事業所が提供する訪問看護サービス及び介護予防訪問看護サービスについての相談窓口

管理者：川上 京

TEL (0154) 53-5517 FAX (0154) 53-5518

※ご不明な点は、お気軽にお尋ね下さい。

_____様に対する訪問看護サービス及び介護予防訪問看護サービスの提供に当たり、厚生省令第37号(平成11年3月31日)第8条に基づいて、当事業所が説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 ご利用事業所の概要

事業所の名称	社会医療法人 孝仁会 訪問看護ステーションはまなす
指定番号	指定訪問看護事業所北海道 0164190043
所在地	釧路市星が浦大通3丁目9番26号
電話番号	(0154) 53-5517
通常の事業の実施区域	・釧路市(音別町、阿寒湖畔を除く) ・釧路町(昆布森地区を除く)・根室市

2 ご利用事業所の職員体制

従業者の職種	員数	資格	勤務体制
管理者(看護師兼務)	1名	看護師	常勤・兼務
看護師	7名	看護師	常勤(1名は管理者と兼務)・非常勤
事務員	1名		非常勤

3 営業時間

営業日	月曜日～金曜日 (ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く)
営業時間	午前9時00分から午後5時00分までとする。

4 運営方法

- 1 訪問看護及び介護予防訪問看護の実施に当たっては、利用者の心身の状況等を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。
- 2 事業所の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

5 サービスの概要

(訪問看護及び介護予防訪問看護の内容)

- | | |
|--------------------|----------------------|
| (1) 病状・障害の観察 | (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持 |
| (3) 食事及び排泄等日常生活の世話 | (4) 褥創の予防・処置 |
| (5) リハビリテーション | (6) ターミナルケア |
| (7) 認知症患者の看護 | (8) 療養生活や介護方法の指導 |
| (9) カテーテル等の管理 | (10) その他医師の指示による医療処置 |

6 緊急時における対応方法

- 1 訪問看護及び介護予防訪問看護を実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行います。
- 2 当指定訪問看護ステーションは、利用者の不安を少しでも軽減するため、24時間対応体制をとっています。利用をご希望の方は、別紙をよくご覧の上お申し出下さい。

7 秘密の保持

- 1 当事業所が行う指定訪問看護及び介護予防訪問看護において、業務上知り得た利用者の情報は堅く秘密を保持します。従業員が退職後も在職中に知り得た秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。
- 2 事業所及びサービス提供者が業務上知り得た、本人並びに家族等の個人情報を医療上必要性がある、もしくは居宅支援事業者との連携を図るサービス提供者会議などの理由で個人情報を用いる場合はあらかじめ同意を得るものとします。

8 利用料

- 1 厚生労働大臣が定める基準によるものとし、介護保険負担割合証に基づく額とします(別紙利用料)。ただし、ケアプランの未完成など法定代理受領できない場合は、基準額全額のお支払いをいただきます。この場合、利用料の一部を後日、市町村の窓口で償還払いが受けられます。
- 2 通常の実施地域以外でサービスを提供する場合には、別紙基準により交通費のお支払いをいただきます。

9 解約

利用者は、当事業所が行う指定訪問看護サービス及び介護予防訪問看護サービスについては、いつでも解約することができます。

(介護保険用)

10 サービスに関する苦情処理

苦情又は相談があった場合には、ご利用者の状況を詳細に把握するよう必要に応じ、状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行い、苦情に関する問題点を把握した上で検討を行い、再発防止の対策を決めていきます。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、ご利用者様へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。

当事業所が行う指定訪問看護サービス及び介護予防訪問看護サービスについてのご相談、ご苦情を下記の窓口で承ります。	
ご相談窓口	管理者 : 川上 京 TEL (0154) 53-5517 FAX (0154) 53-5518
当事業所以外に、市役所 ・ 区役所、国民健康保険団体連合会の相談 ・ 苦情窓口を伝えることができます。	
1 釧路市役所介護保険担当課 TEL (0154) 23-5151	
2 北海道国民健康保険団体連合会 TEL (011) 231-5161 (苦情処理担当)	

11 損害賠償

当事業所が行う指定訪問看護サービス及び介護予防訪問看護サービスにおいて事故が発生し、当事業所の責めに帰すべき理由により、利用者又はその家族に損害が発生した場合は、速やかに損害を賠償します。

12 サービス提供記録の開示

当事業所が行なう指定訪問看護及び介護予防訪問看護のサービス提供記録は利用者又その家族の求めに応じて開示します。

指定訪問看護サービス及び介護予防訪問看護サービスの開始に当たり、利用者に対して本書面に基づいて上記重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

指定訪問看護事業者及び介護予防訪問看護事業者

所在地 釧路市星が浦大通3丁目9番26号

名 称 社会医療法人 孝仁会

指定訪問看護ステーション はまなす

説明者氏名 川 上 京

私は、本書面により、事業者から指定訪問看護サービス及び介護予防訪問看護サービスについての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名

署名代行者 住所

氏名

当事業所は、利用者又は扶養者の申し込みを受諾し、本約款に基づきサービスを提供します。

事業所名 社会医療法人孝仁会

訪問看護ステーション はまなす

氏 名 理事長 齋 藤 孝 次

24時間対応体制について

当指定訪問看護ステーションはまなすでは、安心して在宅生活を送れる様、24時間対応体制をとっています。

ご利用希望の方は、お申し出下さい。

利用に際しての取り決めがあります。よくご覧下さい。

★どんなとき、どんな利用ができるの？

あらかじめ、利用を申し出ますと・・・

夜間、休日などの営業時間外で「療養上のことや介護上のことで困ったことが生じ、次の訪問、または翌日まで待てず相談したい場合」や、「緊急時に訪問してほしい場合など、計画的に訪問することになっていない緊急時訪問」を利用者や家族の要望に応じて行います。

★利用料はいくらかかるの？

(介護保険の場合)

ケアプランに基づく毎回の利用料のほかに

介護保険：月額600円（1割負担額料金）

健康保険：月額680円（1割負担額料金）かかります。

尚、特別管理加算の対象の方については訪問が1月内の2回目以降の緊急時訪問の場合に早朝・夜間加算、深夜加算となります。

24時間対応体制の電話

① (0154) 53-5517

(つながりにくい場合②へ)

② 090 8428 0437

営業時間外の場合は転送されますのでそのままお待ち下さい。

社会医療法人 孝仁会

指定訪問看護ステーション はまなす

釧路市星が浦大通3丁目9番26号

TEL (0154) 53-5517

FAX (0154) 53-5518

同 意 書

(緊急時訪問看護加算)

私は、貴訪問看護ステーションの24時間対応体制により、緊急時の場合の電話相談や訪問看護を受けることに同意します。

令和 年 月 日

医療法人 孝仁会

訪問看護ステーション はまなす 管理者 様

利用者の住所	
利用者氏名	

※利用者自らが同意する場合は記入不要。

同意者住所氏名

住所

氏名

利用者との続柄

【介護保険 訪問看護・介護予防訪問看護費】

令和6年6月 社会医療法人 孝仁会

〈利用料金〉

訪問看護ステーション はまなす

時間	要介護 1割負担	要介護 2割負担	要介護 3割負担	要支援 1割負担	要支援 2割負担	要支援 3割
20分～30分	471円	942円	1413円	451円	902円	1353円
30分～1時間	823円	1646円	2469円	794円	1588円	2382円
1～1時間30分	1,128円	2256円	3384円	1090円	2188円	3270円

- * 夜(午後6時～22時) 朝(6時～8時)訪問の際は上記料金の25%増しとなります
- * 深夜(22時～6時)訪問は上記料金の50%増しとなります。
- * 尚特別管理加算を算定されている方2回目以降の夜・朝・深夜の緊急訪問はそれぞれ25%50%増しとなります。

〈その他加算〉

項目	金額(1割)	2割	3割	
①特別管理加算Ⅰ	1ヶ月につき	500円	1000円	1500円
②特別管理加算Ⅱ	1ヶ月につき	250円	500円	750円
③緊急時訪問看護加算	1ヶ月につき	600円	1200円	1800円
④ターミナルケア加算	死亡月につき	2500円	5000円	7500円
⑤初回加算	初回の訪問月	300円	600円	900円
⑥退院時共同指導加算	1回又は2回	600円	1200円	1800円
⑦専門管理加算	1ヶ月につき	250円	500円	700円
⑧複数名訪問加算	30分未満	254円	508円	762円
	30分以上	402円	804円	1206円
⑨訪問看護サービス提供体制加算 1	1回	6円	12円	18円
⑩1時間30分以上の訪問加算	1回につき	300円	600円	1800円
⑪看護体制強化加算1	1ヶ月につき	550円	1100円	1650円
⑫遠隔死亡診断加算	1回につき	150円	300円	450円

- ① 気管カニューレ、留置カテーテル、胃瘻を使用している場合に算定
- ② 在宅酸素、ストーマ、褥瘡などがある場合 ③24時間の緊急連絡体制を利用する場合
- ④ 終末期看護、看取りまで行なう場合に算定
- ⑤ 利用開始時の初回の月に1回のみ算定 退院当日の場合は350円(1割負担の場合)
- ⑥ 入院・入所中に病院・施設職員などと共同で退院指導した場合、状態により2回まで算定
- ⑦ 特定行為実施した場合のみ算定
- ⑧ 2名の看護師等による訪問が必要な場合に算定
- ⑨ /⑪ 事業所の体制による加算
- ⑩ 特別管理加算を算定している方のみ該当

健康保険法等に基づく訪問看護利用料金表

【基本利用料】令和6年6月 社会医療法人 孝仁会 訪問看護ステーション はまなす

項目	内容	金額
75歳以上の方	一般の方	訪問看護に要する費用の1割
65歳～74歳で一定の障害にある方	一定以上の所得の方	訪問看護に要する費用の3割
70歳～74歳の方	一般の方	訪問看護に要する費用の2割
	一定以上の所得の方	訪問看護に要する費用の3割
6歳～69歳の方	健康保険法などによる自己負担	訪問看護に要する費用の3割
就学前の乳幼児	健康保険法などによる自己負担	訪問看護に要する費用の2割

【訪問看護療養費に要する費用の種類と金額】

基本療養費(Ⅰ)	週3日まで1日につき(准看護師)	5,550円(5,050円)
	週4日以降1日につき(准看護師)	6,550円(6,050円)
基本療養費(Ⅱ)	週3日まで1日につき(准看護師)	2,780円(2,530円)
*施設入所2人以上に訪問時	週4日以降1日につき(准看護師)	3,280円(3,030円)
基本療養費(Ⅲ)	外泊時の訪問	8,500円
管理療養費 1	1日目(2日目以降)	7,670円(3,000円)
○24時間対応体制加算(月1回)		6,800円
○特別管理加算(月1回、気管カニューレ・留置カテーテル)		2,500円(5,000円)
○難病等複数回訪問加算 1日2回訪問(1日3回以上訪問)		4,500円(8,000円)
○長時間訪問看護加算(90分以上訪問、1回/週)		5,200円
○夜間・早朝訪問看護加算(6～8時、18～22時の訪問)		2,100円
○深夜訪問看護加算(22～6時の訪問)		4,200円
○複数名訪問看護加算 保健師・助産師・看護師等		4,500円
(週3回まで) 准看護師		3,800円
○緊急時訪問看護加算(在宅支援病院・診療所の指示による訪問)		2,650円
○退院時共同指導加算(1回、ガン末期等は2回)		8,000円
○退院支援指導加算(退院当日の訪問)		6,000円
○在宅患者連携指導加算(月1回)		3,000円
○在宅患者緊急時等カンファレンス加算(月2回)		2,000円
○訪問看護ターミナルケア療養費Ⅰ		25,000円
○情報提供療養費1(市町村への情報提供)		1,500円
○情報提供療養費3(入院・入院した際の情報提供)		1,500円
○訪問看護ベースアップ評価料(1)(月1回)		780円

【その他の利用料】

項 目	内 容		金 額
超過料金	1回の訪問が2時間を越えた場合(1時間まで)		1,300円
休日料金	休日、営業日以外の日に訪問した場合		3,200円
自費の場合	1回の訪問につき30分まで		4,700円
	1回の訪問につき60分まで		8,500円
	1回の訪問につき90分まで		11,000円
交通費	公共交通機関		実費
	ステーション	1回の訪問(往復)4kmを超えて～10kmまで	200円
	車使用	1回の訪問(往復)10kmを超えた場合	400円
	営業車利用(要請による)		実費
死後処置料			5,000円

個人情報提供に関する同意書

貴事業所のサービス担当者会議等において、必要がある場合には、私の個人情報並びに家族の個人情報を利用することに同意します。

当施設における個人情報の利用目的

- サービスの提供
 - ◆他の居宅サービス事業者、居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ◆その他の業務委託 ◆ご家族等への心身の状況説明
 - ◆その他、利用者様への介護提供に関する利用
- 介護報酬請求のための事務
 - ◆当事業所での介護保険に関する事務およびその委託
 - ◆審査支払機関への給付管理の提出
 - ◆審査支払機関又は保険者からの照会への回答
 - ◆その他医療保険、介護保険に関する介護報酬請求のための利用
- 当施設の管理運営業務
 - ◆会計・経理・事故等の報告
 - ◆当該利用者様の介護サービスの向上
 - ◆その他、当施設の管理運営業務に関する利用
- 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
- 介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

【上記以外の利用目的】

- 訪問看護ステーション内部での利用に係る利用目的
 - ◆施設等において行われる学生等の実習への協力
 - ◆施設において行われる事例研究等
- 他の事業者等への情報提供に係る利用目的
 - ◆外部監査機関、評価機関等への情報提供

【デジタル機器の使用】

- 健康保険証や、介護保険証を契約時にデジタル機器で撮影し事務所にて印刷を行うことがあります。印刷後に画像は削除します。
- 褥瘡などの皮膚の状態をデジタル機器で撮影し事務所にて印刷を行い、必要時は医師などに情報提供を行うことがあります。左記目的での使用後は画像を削除します。

令和 年 月 日
社会医療法人孝仁会
訪問看護ステーション はまなす
理事長 齋藤孝次 様

本人名

家族名